

「第4次千葉市消費生活基本計画の策定について」の当審議会における意見

千葉市が消費者施策を推進するにあたり、次の点を留意し、第4次千葉市消費生活基本計画を策定していただきたい。

1 第4次千葉市消費生活基本計画について

第4次千葉市消費生活基本計画の策定にあたっては、千葉市消費生活基本計画の上位計画となる千葉市基本計画が令和5年度より始まることから、より円滑な市政の運営につながる計画とすること。

高齢化の進行、成年年齢の引き下げ、デジタル化の進展など、経済社会が大きく構造変化していることから、消費者の脆弱性を招き、今後ますますトラブルの増加が懸念される。第4次千葉市消費生活基本計画では、これらの懸念に対して適切に対応するため、SNS等を活用した相談による消費者被害の救済、自ら考え行動する自立した消費者の育成の強化など、千葉市消費生活条例の基本理念である、「消費者の権利の確立及び自立支援による、安全で安心できる暮らしの実現に向けた消費者施策の推進」のため、消費者を取り巻く現状や課題に対応していく計画を策定すること。

また、第3次千葉市消費生活基本計画と同様に、消費者教育推進計画を包含した計画を策定すること。

2 第4次千葉市消費生活基本計画の基本的方向性について

消費者施策を体系的に推進するため、基本的方向性を3項目とすること。

- ・基本的方向1 「消費生活の安全・安心の確保」
- ・基本的方向2 「相談による消費者被害の救済」
- ・基本的方向3 「自ら考え行動する自立した消費者の育成（消費者教育推進計画）」

また、基本的方向の下に課題を設け、個別施策を整理すること。

3 第4次千葉市消費生活基本計画の課題について

課題は基本的方向1・2・3に紐づけ10項目設けること。（下記のとおりとする）

基本的方向1 「消費生活の安全・安心の確保」

- ・課題1 商品・サービスの安全性の確保
- ・課題2 関係機関との連携
- ・課題3 適正な表示の推進
- ・課題4 適正な計量の推進

基本的方向2 「相談による消費者被害の救済」

- ・課題5 相談体制の強化
- ・課題6 関係機関との連携

基本的方向3 「自ら考え行動する自立した消費者の育成（消費者教育推進計画）」

- ・課題7 消費者被害防止のための教育
- ・課題8 自立した消費者になるための教育
- ・課題9 事業者及び事業所への教育
- ・課題10 担い手の育成・支援

4 基本的方向3 「自ら考え行動する自立した消費者の育成（消費者教育推進計画）」について

消費者教育の範囲が広く、個別施策が多いことを考慮し、課題7・8の下にさらに分類を設け

ること。

課題7 「消費者被害防止のための教育」の分類

- ・分類1 消費者被害防止に係る教育・啓発活動の促進
- ・分類2 消費者被害防止のための見守り体制の強化

課題8 「自立した消費者になるための教育」の分類

- ・分類1 食に関する教育の推進
- ・分類2 持続可能な開発のための教育の推進
- ・分類3 ライフステージや様々な状況に応じた消費者教育の推進

5 第4次千葉市消費生活基本計画における重点課題について

消費者施策を推進するにあたり、成年年齢の引き下げや近年のデジタル化の進展・電子商取引の拡大等により、消費者被害が多様化していることから、下記の4つの課題を重点課題とすること。

- ・基本的方向2－課題5 「相談体制の強化」
- ・基本的方向3－課題7 「消費者被害防止のための教育」
- ・基本的方向3－課題8 「自立した消費者になるための教育」
- ・基本的方向3－課題10 「担い手の育成・支援」

基本的方向2－課題5「相談体制の強化」については、消費生活相談員の資質向上や、SNS等を活用し、より消費者にとって利用しやすい体制の整備を進めること、また、他の相談窓口との連携などについても配慮をすることが重要であること。

基本的報告3－課題7「消費者被害防止のための教育」については、消費者被害の防止には、消費者が事前に学び、被害を回避することが最も効果的であることから、取り組みを強化すること。

基本的方向3－課題8「自立した消費者になるための教育」については、地域や社会に配慮した商品を購入するなど、自ら考え行動する自立した消費者の育成を推進していくことが重要であること。

基本的方向3－課題10「担い手の育成・支援」については、消費者教育は様々な分野に及ぶことから、事業者、消費者団体、NPO、地域団体等、様々な団体に関係しているため、消費者教育を推進するためには、これらの団体の育成や支援が必要不可欠であること。

6 計画期間及び実施方法について

計画期間は令和5年度～令和9年度とすること。計画実施にあたっては、年度当初に実施予定を定め、年度終了後に実施状況の確認及び点検評価を行い、審議会に報告の上、その内容を市民に公表すること。

なお、点検・評価の結果を元に個別施策等の見直しを行い、翌年度の実施予定に反映させること。

7 その他

5年間の計画であることを考慮しつつも、できるだけ市民にとってわかりやすく、具体的な記載を心掛けること。